JETRO

最終更新日：2021年11月1日

外資に関する奨励－各種優遇措置

投資誘致機関や事業内容により次のような優遇措置を受けることができる。なお、2021年4月11日に発効したCREATE法（共和国法第11534号）により、優遇措置の内容が大きく変更を受けることとなった。そこで、本稿ではCREATE法施行前に登録されたプロジェクトに対する優遇措置に関する記載を下記1から6まで行い、10にてCREATE法により改訂された優遇措置の内容につき記述する。

内容

1. 投資委員会（BOI）登録企業に対する優遇措置 2

2. BOT法に基づく優遇措置 4

3. PEZA法（共和国法 7916 号）に基づくPEZA登録企業に対する優遇措置 6

4. スービック湾自由港登録企業に対する優遇措置 11

5. クラーク特別経済区登録企業に対する優遇措置 13

6. オーロラ特別経済区登録企業に対する優遇措置 14

7. 地域統括本部（RHQ）に対する優遇措置 15

8. 地域経営統括本部（ROHQ）に対する優遇措置 16

9. 地域統括倉庫（RW）に対する優遇措置 17

10. CREATE法による優遇措置の改訂 18

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

1. 投資委員会（BOI）登録企業に対する優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

(1) 概要

オムニバス投資法（行政令 226 号(EO226)）に基づいて投資委員会（BOI）に登録した企業は以下のような優遇措置が適用される。

（ア）法人所得税の免除（ITH）

新規登録企業は、パイオニア企業については事業開始から 6年間、非パイオニア企業については4年間、法人所得税が全額免除される。ITHは、特定の条件下で延長できるが、ITH の合計期間を 8年以上とすることはできない。事業を拡大する場合は、BOIが設ける条件を前提に3年間、その拡大規模に比例したITHを受けることができる。パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を言う。パイオニア企業の資格を与えられない企業が、非パイオニア企業である。

a. フィリピンで現在まで商業生産されたことのない財または原材料の生産
b. 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法または工程の利用
c. 農業、林業、鉱業および/またはそれらに関連するサービス業
d. 非在来燃料の生産または非在来エネルギー源を利用する設備の製造
e. 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、もしくはエネルギー源の利用、またはそれらの燃料への転換

（イ）労務費に関する追加控除

登録企業は、資本設備額に対する労働者数比率が、BOIの定める所定の比率を上回る場合、登録から最初の5年間、直接労働の増加に対応する労務費の50％を、課税所得から追加控除することができる。

（ウ）委託生産設備の無制限使用

（エ）登録から5年間（延長可）の監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用

（オ）登録日から10年間を限度とした繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入

（カ）登録日から10年間を限度とした国産の繁殖用家畜および遺伝学的材料の税額控除（それらの繁殖用家畜および遺伝学的材料が輸入されていたなら課されたであろう関税などの金額の100％相当分）

（キ）輸出製品およびその構成部品の製造、加工または生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額を免除

（ク）保税工場・倉庫の利用

（ケ）埠頭税、輸出税、課徴金などの免除

（コ）通関手続きの簡略化

(2) 登録要件

BOI登録企業となるには以下の要件を満たす必要がある。

（ア）所有形態に関する要件

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

株式会社の場合はフィリピン法にもとづいて設立され議決権を有する株式の最低60% をフィリピン人が所有していること。ただし、憲法または他のフィリピン法がフィリピン人またはフィリピン人が所有・支配する法人のために留保している活動領域以外のパイオニア・プロジェクトに従事することを投資家が提案する場合、または、生産品の最低70%を輸出する場合はこれらの限りではない。

（イ）事業形態に関する要件

以下のうちいずれか一つを満たさねばならない。

a. 申請プロジェクトが現行IPPリストに記載されていること、記載されていないプロジェクトの場合は、生産品の原則50%以上が輸出向けであること
b. 輸出商品を生産者から購入し、輸出業務に従事することもしくはそれを計画していること
c. 技術サービス、専門サービスその他のサービスの提供に従事していることもしくはそれを計画していること、または、国産のテレビ番組、映画、音楽ソフトの直接もしくは登録業者を通じての間接輸出に従事していることもしくはそれを計画していること

（ウ）資質に関する要件

申請者が、健全かつ効率的に活動する能力および国の発展に貢献する能力を有すること

(3) 関係法令

・BOI登録企業への関税減免措置について

BOI登録企業について、特定の品目、設備機器、部品、付属品の輸入関税率が0%に引き下げられている（2019年発布の大統領令（EO: Executive Order）第85号）。

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

2. BOT法に基づく優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

伝統的に政府に担われてきたインフラプロジェクトへの民間部門の参加を促進するため、共和国法修正第6957号（民間部門による社会基盤プロジェクトの資金調達、建設、運転および維持などに関る権限法、BOT法」）に基づき、かかるプロジェクトに関心を示す投資家を対象にさまざまな制度および優遇措置が設けられている。BOT法に基づくプロジェクトは、以下に挙げるさまざまな契約形態を取ることができる。

(1) 建設・引渡し（BT）
(2) 建設・リース・引渡し（BLT）
(3) 建設・運転・引渡し（BOT）
(4) 建設・所有・運転（BOO）
(5) 建設・引渡し・運転（BTO）
(6) 建設・追加・運転（CAO）
(7) 開発・運転・引渡し（DOT）
(8) 修復・所有・引渡し（ROT）
(9) 修復・所有・運転（ROO）

投資家は、BOT法に基づくいずれかの適格プロジェクトに従事しなければならず、これは、以下のタイプのプロジェクトの建設、修復、改善、改良、拡張、近代化、運転、資金調達および維持を含む。

(1) 幹線道路（高速道路、道路、橋、インターチェンジ、トンネル、関連施設を含む）
(2) 商業開発プロジェクトが組み込まれた鉄道またはその関連プロジェクト
(3) 非鉄道大量輸送施設、内陸航行水路、関連施設
(4) 埠頭、倉庫、荷役、フェリーサービスなどの港湾インフラおよび関連施設
(5) 空港、管制およびその関連施設
(6) 発電施設、送配電施設およびその関連施設
(7) 通信、バックボーン・ネットワークなどおよびその関連サービス施設
(8) 情報技術およびデータベース・インフラ
(9) 潅漑およびその関連施設
(10) 上下水、排水およびその関連施設
(11) 教育・衛生インフラ
(12) 埋め立て、浚渫およびその他の関連開発施設
(13) 工業団地、観光用地（関連のインフラ、施設および公益設備を含む）
(14) 政府建物および住宅プロジェクト
(15) 市場、家畜処理施設およびその関連施設
(16) 倉庫および収穫後施設
(17) 漁港および養魚池（貯蔵/加工施設を含む）
(18) 環境関連施設および固形廃棄物管理施設

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

投資家は、BOT法の制限を前提として、個人、パートナーシップ、株式会社などの会社（国内、国外を問わない）のいずれでもよく、国内企業、外国企業もしくはその両方による合弁事業またはコンソーシアムも認められる。なお、BOTプロジェクトにおける投資家は、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 法的要件（申請者の適切な登録および当該のプロジェクトに適用される国籍要件への適合を含む）
(2) 実績（会社自体および主要スタッフの実績/業績）
(3) 財務能力

BOTプロジェクトに対する投資家は、以下の優遇措置を利用することができる。

(1) コストが10億ペソ超のプロジェクト
BOIの登録を前提として、EO226の優遇措置を享受可能。
(2) コストが10億ペソ以下のプロジェクト
BOI の現行IPPに当該のプロジェクトが含まれていれば、BOI の登録を前提として、EO226の優遇措置を享受可能
(3) 大統領令 535号（「1974 年観光優遇措置プログラム」）や共和国法 7156号（「ミニ水力発電優遇措置法」）など、既存の法律に基づく他の優遇措置
(4) 地方政府による追加の課税優遇措置あるいは免税措置の適用
(5) 政府からの以下を含む直接的または間接的な支援や補助の享受
  a. コスト分担
  b. 信用強化
  c. 政府による直接補助金
  d. 政府出資
(6) プロジェクトの建設に必要な資金の外国および/または国内のソースからの調達（資金調達が困難なプロジェクトについては、プロジェクト・コストの50%を限度に政府直接割当および/または外国政府機関の政府開発援助（ODA） による資金調達が可能）

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

3. PEZA法（共和国法 7916号）に基づくPEZA登録企業に対する優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

(1) 概要

産業を都市以外の地域に誘致し、そこでの雇用を創出するため、フィリピン経済区庁（PEZA）はいくつかの輸出加工区（エコゾーン）を設けている。企業は、以下のようなタイプの事業者として登録できる。

(ア) 輸出企業

製品の製造、組立または加工に従事し、原則としてその100%を輸出する事業者。ただしPEZAは輸出比率については柔軟性をもって対応しており、30%までの国内売りを認める場合がある。

(イ) パイオニア企業

次の事業に従事する企業。

a. フィリピンで商業生産されていない製品の製造

b. フィリピンで実績のない新規の商品を製造するための設計、製法、方法、工程、システムの利用

c. 非在来燃料の利用

d. BOIが毎年発行する投資優先計画（IPP） のもとでパイオニア企業の資格を与えられた事業

(ウ) 自由貿易企業

免税貿易区内で物品の輸入に従事し、即時積み替え、または、保管、再梱包、選別、混合、操作およびその後の輸出が輸入の目的である事業者。

(エ) 公益企業

エコゾーン内で光熱・動力などの公益サービスを提供する事業者。

(オ) 施設企業

エコゾーンの開発、運営および維持のための建物、構築物、倉庫などの施設を提供する事業者。

(カ) 開発・運営事業者

エコゾーンおよびその関連施設を開発、運営、維持する事業者で、PEZA自体または地方政府機関を含む。

(キ) サービス企業

エコゾーン内で通関、輸送、梱包、コンサルタントなどのサービスに従事する企業。

(ク) 観光関連企業

エコゾーン内における観光、スポーツ、余暇関連施設の設置/運営に従事する企業。

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

(ケ) 情報技術（IT） パーク開発･運営企業

最低5 ヘクタールの面積を有することを 義務づけられ、IT関連のPEZA登録活動のための場所を提供する IT団地を開発、運営、維持する事業者。ITとは、以下のようなコンピュータ、マルチメディア、通信、エレクトロ ニクスおよびそれら 複合分野を含んだ情報の加工・伝達に関係する多様な技術の総称である。

a. ビジネス、電子商取引、教育、娯楽のためのソフトウェア開発

b. マルチメディアまたはインターネットのためのコンテンツ開発

c. ハードウェア設計、プロトタイプ生産およびその関連活動

d. 以下を含めた知識とコンピュータに基づいたサポート・サービス

- 地域規模/世界規模のソフトウェア・サポート
- データの暗号化/変換
- インターネットの促進
- システム・インテグレーション
- プロジェクト・インプルメンテーション
- ITコンサルタント
- コールセンター

e. 研究開発サービス

f. PEZAが特定・承認する他のIT関連/コンピュータベースのサービス/活動

g. 首都圏（NCR） 外のIT団地のための製造施設。

(コ) ITサービス輸出企業およびIT関連製品の輸出企業

(サ) ITパーク施設/公益企業

(2) 優遇措置

PEZAに基づくエコゾーン企業の優遇措置は、当該企業の事業のタイプによって異なる。

（ア） 輸出企業および自由貿易企業に対する優遇措置

エコゾーン輸出企業およびエコゾーン自由貿易企業は、一定の条件および制限を前提として、以下のような優遇措置の適用を受けることができる 。

a. 法人所得税の免除（ITH）

当該の事業が、拡大事業か（3 年ITH）、非パイオニア 事業か（4 年ITH）、パイオニア 事業か（6 年ITH） により、期間は3年から 6年。特定の事業が非パイオニア 事業あるいはパイオニア事業としての資格を与えられるかどうかは、当該年度の投資優先計画（IPP） またはPEZAが設ける他の基準による。

b. 特別税の適用

当該企業のITHの満了をもって総所得（エコゾーン内における 事業活動からの総売上から販売割引、返品、値引き、営業費用、直接費用 を差し引き、管理費および雑損を控除する前）の5%の特別所得税率。この課税は国および地方の一切の課税に代わる。

Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

c.　関税などの免税
販売、保管、分解、再梱包、組立、設置、選別、クリーニング、等級分け、加工、操作、製造、外国商品もしくは国内商品との混合などを目的として、エコゾーン制限区域（ECOZONE Restricted Area）に持ち込んだ一切の種類の商品、原材料、供給品、機械、スペアパーツ、製作物は、一切の関税、内国歳入税および地方税を免除される。

d.　登録済み輸出製品の輸出に対する、または、エコゾーン自由貿易企業の場合はエコゾーン施設を通じて積み替えられる外国商品に対する、埠頭税、輸出税、賦課金または料金の免除。

e.　技能労働または未熟練労働の開発、あるいは管理職の開発プログラムで生じた訓練費の最低半額相当の追加税額控除

f.　国産資本設備に対する税額控除
機械、設備、スペアパーツに関して、それらの品目が輸入されていたなら免除されていたであろう関税その他の国税額の100％相当額を税額控除。

g.　繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入

h.　繁殖用家畜および遺伝学的材料に関する税額控除

i.　直接労働の増加に対応する労務費の50％に相当する、労務費の追加控除（当該輸出企業または自由貿易企業が、登録から5年にわたり低開発区域に立地する場合は100％）

j.　委託設備の無制限使用

k.　税関手続きの簡略化

（イ）　開発・運営事業者、施設企業、公益企業、観光関連企業に対する優遇措置

a. 国税、地方税および免許の免除（代わって、エコゾーン内の一切の事業からの総所得が5%の特別税の課税対象とされる）
b. 訓練費の半額に相当する額の追加税額控除。
c. BOT法の優遇措置の適用
d. PEZAが下す決定または定める条件に従って、EO226（オムニバス投資法）に基づく優遇措置の適用

（ウ）　ITパーク開発･運営企業に対する優遇措置

a. ITパークの立地に応じて4年から6年の所得税免除（ITH）（ITHが適用されない、あるいは適用されなくなったITパーク開発･運営企業は、国税および地方税の代わりに総所得に対す5%の特別税を納めるのみ）
b. PEZAが定めるガイドラインを前提に、初期投資が最低150,000ドルの外国人投資家を対象にした永住資格

Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

c. 外国人の雇用

d. 税関手続の簡略化

（エ） ITサービス輸出企業およびIT関連製品の輸出企業に対する優遇措置

a. ITパーク内に立地する企業を対象にした法人所得税免除（ITH）（新規登録パイオニア企業は6年間、新規登録非パイオニア企業は4年間、拡大企業は3年間）

b. 地方政府の賦課金、料金、免許および課税の免除（ただし、ITH期間中、以下を除き不動産税を支払わなければならない。即ち、(イ)ゾーン登録企業によって所有され団地内で実際に設置・運転される機械に関して運転開始から最初の3年間、(ロ)不動産には固定されておらずゾーン登録企業の登録製品の生産、組立または製造に直接または間接的に使用される生産設備または機械）

c. ITH期間の後、国税および地方税の免除を利用するオプション（その代わりに、総所得に対する 5%課税を支払わなければならない）

d. 輸入された資本設備、スペアパーツ、原材料および供給品に対する関税および租税の免除

e. 埠頭税、輸出税、賦課金または料金の免除

f. 訓練費の50%に相当する追加税額控除

g. 委託設備の無制限使用

h. PEZAが定める条件を前提として、活動開始から最初の5年間、技能労働者および未熟練労働者に関する直接労働の増加に対応する賃金の50%に相当する追加控除

i. PEZAが定めるガイドラインを前提に、初期投資が最低150,000ドルの外国人投資家を対象にした永住資格

j. 外国人の雇用

k. PEZAが定める条件を前提に、輸出販売の30%に相当する国内販売枠

l. 税関手続の簡略化

（オ） ITパーク内の施設企業/公益企業に対する優遇措置

a. 一切の国税および地方税の代わりに、総所得の5%特別税を支払うオプション

b. PEZAの承認を前提として、訓練費の50%に相当する追加控除

c. PEZAが定めるガイドラインを前提に、初期投資が最低150,000ドルの外国人投資家を対象にした永住資格

d. 外国人の雇用

e. 略式税関手続

f. オムニバス投資法（EO226）の関連規定およびIPPに準じてPEZAが決定する優遇措置

(3) 申請の評価基準

PEZAに登録するには、所定の登録手続に従って、プロジェクトの企業化調査を含む特定の書類を提出する必要がある。申請の評価には以下の基準が用いられる。

（ア） プロジェクトの管理、マーケティング、技術、財務の各側面をベースにしたプロジェクトの実施可能性

（イ） 輸出能力またはドル獲得能力、雇用機会、税金の発生、国内原材料の利用をベース

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

にした経済的効果

(4) その他規制等

・覚書回覧32号（2005年9月15日発行）

PEZA進出企業が得た(1) 外貨為替利益、(2) 不良品や二次製品、スクラップ、原材料、包装材料、その他製品原料の販売収益の税取扱いにつき、以下の通り規定した。

(ア) 外貨為替利益が法人税インセンティブを伴う活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受ける。しかし、外貨為替利益がインセンティブの適用を受けない活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受けず、通常の法人税の対象となる。

(イ) 不良品や二次製品、使用済み包装材料を含む原材料の加工から生じたものや回収した廃棄物・スクラップの販売は、企業の登録活動の範囲内とみなされる。従って、当該企業がインセンティブを付与されているのであれば、販売収入に法人税インセンティブの適用を受ける。しかし、未加工か未使用もしくは「仕様外」の原料の販売は、企業の登録活動の範囲外であり、当該活動から生じた収入は通常の法人税の対象となる。

禁無断転載　Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

4. スービック湾自由港登録企業に対する優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

(1) 概要

スービック特別経済・自由港区（スービック湾自由港またはSBF）は、オロンガポ市スービック湾の旧米国海軍基地を含む約60,000ヘクタールの総面積を有し、マニラの約80キロメートル北に位置する。

スービック湾自由港企業SBFへの立地を意図する企業は、スービック湾首都圏庁（SBMA）にSBF企業として登録することができる。SBF企業の登録申請者は、以下を満たす必要がある。

a. 申請者は、フィリピン憲法および意図する事業活動に適用される法律にもとづいて課せられる国籍要件を満たさなければならない。

b. 申請者は、フィリピン法または外国法にもとづいて正式に設立された事業者とし、後者（外国企業の支店）の場合、申請者は、フィリピンで事業に従事するための証券取引委員会（SEC）の登録または免許を取得済みでなければならない。

c. SBMAに登録するには、申請者は、SBMAが予備審査に用いる予備登録フォームおよび仮取決書（letter of intent）を提出する必要がある。予備審査を通ると、正式な申請書を提出する。評価チームは、投資計画全般の調査を実施し、申請の合否を決定するSBMA役員会に提出するために審査結果の報告書を作成する。提出された登録申請の評価でSBMAは、申請プロジェクトがSBFに関するSBMAの以下の目的に合致するかどうかを審査する。

i. SBF内およびその周辺地域での雇用機会創出
ii. 外国からの有益な投資誘致・促進
iii. 米軍基地からの有益かつ健全でバランスのとれた転換を促進
iv. SBFから与えられる特別措置の価値を高め、経済と社会を発展・促進すること

SBF企業は、以下を含む優遇措置を提供される。

a. 関税、付加価値税（VAT）などの免除

b. 国税および地方税の免除

代わりに、SBF内での事業活動を源泉とする総所得（GIE。許容される一定の控除を差し引く）が5%の最終課税の対象とされる。GIEは、事業活動に由来する総売上または総収益から、事業の性格に応じて返品、割引、値引き、販売費、生産費または直接サービス費用を差し引いた額。ただし、所与の課税期間中の管理費および雑損を控除する前の金額をいう。

(2) スービック湾地域企業

地域的および/または国際的な貿易・サービスに従事するため、または、流通、貿易、マーケティング、金融・財務サービスなどの事業活動に従事するために設立された多国籍企業は、スービク湾地域企業（SBRE）として登録することにより、フィリピンを含めてアジア太平洋地域および/または世界の他の部分の国々との取引および経営の拠点をSBF内に設けることができる。

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

要件の一つとして、SBREは、SBF内に最低250,000ドルを投資し、最低20人を直接雇用しなければならない。

SBREは、国税および地方税の代わりに、フィリピンを含めてアジア太平洋地域および/または世界の他の部分の国々との取引に由来するGIEに対して5%課税の適用を受けることができる。

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

5. クラーク特別経済区登録企業に対する優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

(1) 概要

クラーク特別経済区（CSEZ） は、マニラから約80キロメートルのところに位置する。CSEZ 内に立地する企業は、クラーク開発公社（CDC） にCSEZ企業として登録することで、優遇措置を得ることができる。登録手続に入るにはまず、仮取決書などの書類の提出をもってプロジェクトの予備審査が実施される。その後、プロジェクトの実行可能性が審査されてはじめて、CDCの承認を得ることができる。

法律にもとづいて、CSEZ企業は、スービック特別経済・自由港区内の一切の優遇措置のほか、EO226にもとづいてBOI登録企業に与えられる優遇措置、PEZA登録企業に適用される一切の優遇措置を受けることができる。ただし、これまでのところ、PEZA登録企業は一般に3年から 6年の所得税免除（ITH） を適用されている一方、CDAはCSEZ企業に対して優遇措置の一環としてのITHを認めていない。

(2) 関係法令

・行政令（EO）第675号

スービック特別経済・自由港区（SSEFPZ）における諸税・関税免除区域の拡張（発行政府機関：スービック港首都圏庁（SBMA）および関税局、2010年3月30日公布、2010年5月1日施行）

a. SBMAは、諸税・関税の免除、その他の優遇措置が与えられるSSEFPZの区域を明確に認識し、フェンスを設け、保守する。

b. 拡張された諸税・関税が免除される区域はSSEFPZの区域内である。

Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

6. オーロラ特別経済区登録企業に対する優遇措置（CREATE法施行前に登録されたもの）

(1) 概要

ルソン島中部に位置するオーロラ特別経済区に投資する企業に対し、各種優遇措置を付与している。オーロラ経済区はオーロラパシフィック経済区および自由港庁（APECO：Aurora Pacific Economic Zone and Freeport Authority）により管轄されている。

オーロラ特別経済区登録企業に対する優遇措置は共和国法 10083 号（2010 年 4 月 22 日公布、2010 年 5 月 25 日施行）で改訂された。

同区内の登録企業が享受できるインセンティブは以下の通り。

(1) 固定資産税を除き、国税および地方税（法人税、物品税、フランチャイズ税）が免除される代わりに、総所得（GIE）に対して 5%の税が課される。そのうち、フィリピン政府に 3%、地方政府に 1%、APECO に 1%が支払われる。

(2) 国内国外を問わず、販売、保管、分解、再包装、組み立て、設置、仕分け等を目的として域内に搬入された原材料、部品、設備は関税法、内国歳入法および規制、地方税条例の適用が免除される。

(3) 登録企業が関税領域から購入し、域内に搬入された商品は輸出売上とみなされ、関連法による優遇の対象となる。

(4) 内国歳入税が支払われた国内商品および関税等の免除が認められている輸入品は、関税等の支払いをせずにフィリピン国内の関税領域から域内に搬入、再搬出することができる。

(5) オーロラ特別経済区は関税領域から独立しており、原材料および資本設備の輸入における関税等の諸税は免除される。

(6) 関税領域にある企業、または他の経済区内、自由貿易港内の企業がオーロラ経済区内の企業にサービスを行った場合、これらは間接輸出とみなされ、関連法による優遇の対象となる。

注：オーロラ経済区内の企業からのフィリピン国内（関税領域内）への商品搬出、サービスの提供は輸入とみなされ、関税法および内国歳入法が適用される。

禁無断転載　Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

7. 地域統括本部（RHQ）に対する優遇措置

(1) 概要

RHQは、オムニバス投資法（EO226）に基づき優遇措置を受けることができる。RHQは、国際取引に従事する多国籍企業（MNC）の管理業務を行う支店であり、その主要な役割は、アジア太平洋地域および他の外国市場における自社の子会社、支店または関連会社の統括・連絡・調整センターとしてのものである。優遇措置を受けるには、RHQはBOIの推薦を得てSECに登録する必要がある。

RHQの活動は、地域内の統括・連絡・調整センターとしての役割に限定される。RHQは、フィリピン国内での事業活動を源泉として収入を得ること、フィリピン国内の子会社や支店の経営に参加すること、あるいは、本社、支店、関連会社、子会社または他の会社に代わって商品およびサービスの販売を行うことはできない。

RHQを開設するMNCは、フィリピン国内における活動をカバーするのに必要な金額を、フィリピンに送金することを義務づけられ、その最低金額は、年間50,000ドルまたはそれに相当する外貨金額である。

RHQは以下の優遇措置を享受できる。

（ア）RHQの外国人スタッフおよび本人のフィリピン入国後に同伴者(非移住者)として合流する配偶者、未婚の子女（21 歳未満）は、有効期限3年の数次入国ビザを発給される。

（イ）RHQが雇用する外国人またはフィリピン人が給与、年金、報償、賃金として受け取った総所得に対して15％の課税。

今まで曖昧な表現で混乱を招いていた15％の総所得税を選択できるフィリピン人従業員は、より正確に「管理職または技術職（managerial or technical position）に就いているフィリピン人」と定義された（2010年10月26日付歳入細則第11-2010号）。さらに、15％の総所得税を選択するには、以下の3つの条件を満たすことが求められる。

A. 職位・職務テスト：管理職または技術職に就いており、かつその職位が実際に機能している

B. 給与閾値テスト：グロスの年間給与が少なくとも975,000ペソである

C. 専属テスト：正社員として地域本部（RHQ）または地域運営本部（ROHQ）に勤務している（コンサルタントもしくは契約社員でない）

（ウ）RHQの外国人役員による所持品および家財の免税輸入。

（エ）RHQは、付加価値税の対象から除外される。

（オ）RHQは、土地改善物および設備に対する不動産税を除き、地方政府の地方税、手数料などの賦課金を免除される。

（カ）RHQとして機能するのに必要でそのためにのみ使用され、国内で入手不可能な訓練マテリアル/機材の免税輸入（BOIの事前承認を条件とする）。

Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

8. 地域経営統括本部（ROHQ）に対する優遇措置

(1) 概要

ROHQも、RHQと同様に優遇措置を受けることができる。外国企業は、フィリピン、アジア太平洋地域および他の外国市場における関連会社、子会社または支店にサービスを提供するROHQを、フィリピン国内に開設することができる。ROHQは、以下に掲げられるサービスの提供によって収入を得ることが認められる。即ち、総務/企画、事業計画・調整、財務助言サービス、原材料およびコンポーネントの調達、販売の管理/促進、訓練/人事、物流業務、研究開発/製品開発、技術サポート/メンテナンス、データ処理・通信、事業開発。

ROHQを開設するMNCはまず、フィリピン国内における活動をカバーするのに必要な金額を、フィリピンに送金することを義務づけられ、その最低金額は、200,000.00ドルまたはそれに相当する外貨金額（フィリピン通貨に交換可能なもの）である。

ROHQは以下の優遇措置を享受できる。

(ア) ROHQの外国人スタッフおよび本人のフィリピン入国後に同伴者（非移住者）として合流する配偶者、未婚の子女（21 歳未満）は、有効期限3年の数次入国ビザを発給される。

(イ) ROHQが雇用する外国人が給与、年金、報償、賃金として受け取った総所得に対して15%の課税。（詳細は本資料の7. 地域統括本部（RHQ）に対する優遇措置（1）概要(イ)を参照）

(ウ) ROHQの外国人役員による所持品および家財の免税輸入。

(エ) ROHQは、税法にもとづいて課税所得に対して10%の税率を適用され、フィリピン国内での事業活動を源泉とし、親会社に送金される所得は、支店利益送金に対する15%の税金が課せられる。なお、CREATE法により、2022年1月1日以降は課税所得に対して一般内国法人と同様に25%の税率で課税されることとなった。

(オ) ROHQは、土地改善物および設備に対する不動産税を除き、地方政府の地方税、手数料などの賦課金を免除される。

(カ) 地域拠点または地域営業拠点として機能するのに必要でそのためのみ使用され、国内で入手不可能な訓練マテリアル/機材の免税輸入（BOI の事前承認を条件とする）。

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

9. 地域統括倉庫（RW）に対する優遇措置

(1) 概要

外国法のもとで設立され、国際貿易に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料をアジア太平洋地域および他の外国地域の流通業者または市場に供給し、EO226にもとづいてフィリピン国内にRHQ/ROHQを開設済みまたは同時的に開設する

MNCは、RWも開設することができる。

RWの活動は、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料の保管、本社または親会社による取引および販売の商品配送のための倉庫として（包装、梱包、マーキング、ラベリング、カッティング、仕様変更のほか、キットまたは商品化のための組立または梱包を含む）、または、輸出用に本社がフィリピン国内で調達した商品の倉庫としての役割に限定される。RWは、取引の実行、商品またはサービスの販売の促進、フィリピン国内における商品の販売または処分のための契約締結に、直接携わることはでない。ただし、関税法に基づく租税、関税などの支払を前提として、フィリピン国内の正規代理店への納入のために上記の倉庫から輸入商品を出荷することを認められる。

RWは、以下の優遇措置を適用される。

（ア）BOI、PEZAまたは関係のエコゾーン当局が許可するものとして、外国からRWに持ち込まれ、RW内で保管または利用され、アジア太平洋市場または他の外国市場（フィリピン国内の保税倉庫を含む）へ税関吏の監督のもとで直接RWから再輸出されるスペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料および他の品目（梱包材、ブランドマーク、ラベル、保管設備を含む）の免税輸入。

（イ）RWに持ち込まれた物品は、その持込みから2年間RW内にとどまることができ、BOIは、未輸出品に対する保管料の支払を条件としてこの期間を1年間延長することができる。

 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

10. CREATE法による優遇措置の改訂

(1) 概要

CREATE法（共和国法第11534号）が2021年4月11日に発効したことにより、それまでに数々の投資促進機関により付与されていた優遇措置が一本化されることとなった。CREATE法においては、同法により今後付与される優遇措置の内容に加え、これまでに付与された優遇措置についての取り扱いについても規定がなされている。なお、同法の施行規則が2021年6月11日に発表され、同法の規定がさらに整理された。

(2) CREATE法発効前に付与された優遇措置の取り扱い

CREATE法発効前に既に付与された優遇措置については、以下のとおり取り扱うこととされた。

(ア) 法人所得税について

① 付与された優遇措置が法人税免税のみの場合	残余の期間の法人税免税の優遇措置を受けることができる。期間経過後は一般法人と同じ税負担となる。
② 付与された優遇措置が法人税免税および総所得に対する5%課税であり、CREATE法発効前に法人税免税の適用を受けている場合	残余の期間の法人税免税の優遇措置のあと、5%GIEの優遇措置を受けることができる。ただし、両インセンティブの適用期間は最大で10年とする。
③ CREATE法発効前に総所得に対する5%課税の適用を受けている場合	10年間5%GIEの優遇措置を受けることができる。

(イ) 法人所得税以外の優遇措置について

以下の優遇については、Certificate of Authority to Import(CAI)またはAdmission entryの期限または上記（ア）の法人所得税の優遇措置の終了時まで受けることができる。

・登録されたプロジェクトのために直接的、かつ、独占的に使用される物品およびサービスの輸入にかかるVAT免税および国内調達の場合のVATゼロレートの適用

・Revenue Regulation No. 9-2021に従った、(1)フィリピン中央銀行の規則に従った、原材料・梱包材の非居住者購入者への販売であり、フィリピン国内輸出事業者による製造・加工・梱包に使用するために当該事業者向けに出荷されるもの、(2)年間総生産の70%超が輸出売上である輸出事業者への原材料または梱包材の販売、(3)オムニバス投資法（行政令第226号）およびその他特別法における輸出売上とみなされるもの、(4)フィリピン国外で事業を行う他の者のための商品の加工・製造・再梱包であり、当該サービスに対して外貨建てで支払いがなされ、フィリピン中央銀行の定めるルールに従って会計処理がなされるもの、ならびに、(5)年間総生産の70%超が輸出売上である輸出事業者のための、商品の加工・転換・製造を行う下請業者および/または請負業者によるサービスの提供については12%VAT課税の対象とする。

・VAT登録された事業体による0%VAT売上に起因するインプットタックスの超過分は、事業体の選択により、還付または税額控除の適用が可能。

(3) 新規プロジェクトに対する優遇措置

これまで数々の投資促進機関（IPA）が優遇措置を付与する権限を有していたが、CREATE法は優遇措置の付与および監督権限を財政インセンティブ審査委員会（FIRB）に集約した。ただし、10億ペソ以下の投資プロジェクトについては、FIRBからIPAに対して

Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

優遇措置付与の権限が委任された。

なお、CREATE法により改定されたものを除き、各IPAが有する権限についてはそのまま維持されることとされた。

CREATE法において、登録されたプロジェクトに対する優遇措置は以下に整理された。

（ア） 所得税免税（ITH）

（イ） 特別法人所得税率（SCIT）全ての国税および地方税に代わる、有効な得られた総所得に対する5%の税率

（ウ） 追加控除（ED）：下記の追加控除が認められる。
① 商品の生産およびサービスのために取得した資産の減価償却費（建物について10%、機会･設備について20%）
② 直接労働費用について50%
③ 登録されたプロジェクトに関する研究開発費について100%
④ 登録されたプロジェクトに関して発生した研修費用について100%
⑤ 登録されたプロジェクトに関する国内投入費用について50%
⑥ 登録されたプロジェクトに関して発生した電力費について50%
⑦ 製造業を営む登録企業が戦略的投資優先計画に記載されているプロジェクトに剰余金を再投資する場合、再投資額の最大50%につき、再投資の時点から5年間課税所得からの控除として認められる。
⑧ 事業開始から3年以内の登録されたプロジェクトから生じた欠損金は、発生の翌事業年度以降5年間繰り越し可能

（エ） 資本設備、原材料、スペアパーツまたは付属品の輸入関税の免除

（オ） 輸入にかかるVAT免除および国内仕入れにかかるVATのゼロレート

上記の優遇措置が、輸出企業（IPAに登録されている、製造、組立もしくは加工業、ITおよびビジネス･プロセス･アウトソーシング（BPO）事業などのサービス業に従事する個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店その他フィリピンの法律に基づき設立され存在する事業体であって、その総生産またはアウトプットの最低70%が直接輸出、もしくは他の最終的な製品またはサービスを輸出する者への販売である者）および国内市場向け企業（IPAに登録されている輸出企業以外の者）が、戦略的投資優先計画（SIPP）に定める産業階層（Tier 1から3）およびその従事する地域に応じて、以下の図表のとおり与えられる。なお、輸出企業の場合、所得税免税（ITH）期間経過後は、特別法人所得税率（SCIT）の適用か追加控除（ED）のいずれかを選択せねばならず、両方の適用を受けることはできない。

輸出企業の場合:

所在地／ 産業階層	Tier I	Tier II	Tier III
首都圏	4年間のITH+ 10年間のED/SCIT	5年間のITH+ 10年間のED/SCIT	6年間のITH+ 10年間のED/SCIT
大都市圏または首都圏に隣接する地域	5年間のITH+ 10年間のED/SCIT	6年間のITH+ 10年間のED/SCIT	7年間のITH+ 10年間のED/SCIT
全てのその他の地域	6年間のITH+ 10年間のED/SCIT	7年間のITH+ 10年間のED/SCIT	4年間のITH+ 10年間のED/SCIT

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

国内市場向け企業の場合：

所在地／ 産業階層	Tier I	Tier II	Tier III
首都圏	4年間のITH+ 5年間のED	5年間のITH+ 5年間のED	6年間のITH+ 5年間のED
大都市圏または首都圏に隣接する地域	5年間のITH+ 5年間のED	6年間のITH+ 5年間のED	7年間のITH+ 5年間のED
全てのその他の地域	6年間のITH+ 5年間のED	7年間のITH+ 5年間のED	7年間のITH+ 5年間のED

上記図表の産業階層のどれに具体的な産業が該当するかについては、投資委員会（BOI）がFIRB、IPA、その他政府機関や民間部門と調整の上作成され、大統領により承認される戦略的投資優先計画（SIPP）にて定められるが、大まかな分類についてはCREATE法で以下のとおり規定されている。

Tier I	・雇用創出の可能性が高い事業 ・基本的な商品やサービスの提供が不十分なセクター ・イノベーション、改良もしくはバリューチェーンの革新を通じて価値創造を生み出す事業 ・産業の発展に必要なセクターに必要不可欠な支援を提供する事業 ・潜在的な比較優位のための振興事業
Tier II	・現地で生産されていない、産業開発および輸入代替に不可欠な供給品、部品およびコンポーネント、並びに中間サービスを生産する事業
Tier III	・付加価値、生産性、効率の向上、科学と健康の飛躍的進歩を通じて高給の仕事をもたらす研究開発 ・新しいノウハウや知的財産の生成 ・特許、意匠、著作権および実用新案の商品化 ・高度に技術的な製造 ・経済の構造的変革に不可欠、かつ、相応の進歩が必要な事業

CREATE法の施行後、現時点において新たなSIPPは発表されていないが、2020年に投資委員会（BOI）が発表した投資優先計画(IPP)が経過的なSIPPとして用いられるものとし、IPPに記載されている産業については、SIPPにおけるTier Iに該当するものとして取り扱われる。

禁無断転載　Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.